

商号又は名称		受付番号	
--------	--	------	--

別紙 2

営業種目等入力票

1 営業種目

※ 申請登録を希望する営業種目を希望欄に○印を記入してください。また、建設コンサルタント・地質調査・補償コンサルタントについて、国土交通大臣の登録を受けている営業種目には、登録欄にも○印を記入してください。（登録証明書提出要）

登録部門及び希望業務		登録	希望	登録部門及び希望業務		登録	希望	登録部門及び希望業務		登録	希望				
測 量	1 測量一般			18 河川、砂防及び海岸・海洋				建設 コン サル タ ン ト	35 施工計画、施工設備及び積算						
	2 地図の調整			19 港湾及び空港					36 建設環境						
	3 航空測量			20 電力土木					37 機械						
建 築 関 係 コ ン サル タ ン ト 専 門	4 建築一般			21 道路					補 償 関 係 コ ン サル タ ン ト	38 電気電子					
	5 意匠			22 鉄道				39 地質調査							
				6 構造	23 上水道及び工業用水道					補 償 コ ン サル タ ン ト	補 償 コ ン サル タ ン ト	40 土地調査			
					7 暖冷房	24 下水道							41 土地評価		
				8 衛生		25 農業土木						42 物件			
					9 電気	26 森林土木						43 機械工作物			
				10 建築積算		27 水産土木						44 営業補償・特殊補償			
					11 機械設備積算	28 廃棄物						45 事業損失			
				12 電気設備積算		29 造園						46 補償関連			
					13 工事監理（建築）	30 都市計画及び地方計画						47 総合補償			
				14 工事監理（電気）		31 地質						48 不動産鑑定			
					15 工事監理（機械）	32 土質及び基礎						49 登記手続等			
				16 調査		33 鋼構造及びコンクリート									
					17 耐震診断	34 トンネル									

- ※ 「測量」における「測量一般」、「地図の調整」及び「航空測量」を希望する方は、測量法第 55 条による登録が必要です。
- ※ 「建築関係コンサルタント」における「建築一般」を希望する方は、建築士法第 23 条による登録が必要です。
 なお、「建築一般」を希望する方のうち、受任者を置く場合は、受任者での建築士法第 23 条による登録が必要です。
- ※ 「補償関係コンサルタント」における「不動産鑑定」を希望する方は、不動産の鑑定評価に関する法律第 22 条による登録が必要です。
- ※ 「補償関係コンサルタント」における「登記手続等」を希望する方は、土地家屋調査士法第 8 条又は司法書士法第 8 条による登録が必要です。

2 職員数の内訳

※ 複数の資格を所持する職員がいる場合、資格ごとに延べ人数を記入してください。

(申請書 P2 『2 職員数』に記入する人数と合致しなくても構いません。)

技術職員の数										
建 築					土 木 (技術士)					
一級建築士	二級建築士	建築士 構造設計一級建	設備設計一級建	その他	建設部門	農業部門	森林部門	上下水道部門	衛生工学部門	その他
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人

技術職員の数											
測量		土 木				電気	機械	地質調査	土地区画整理士	土地改良換地士	その他
測量士	測量士補	理技士 一級土木施工管	理技士 二級土木施工管	R C C M	その他						
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人

事務職員の数						
補 償						事務関係職員
不動産鑑定士	不動産鑑定士補	土地家屋調査士	司法書士	公共用地取得実務経験者	その他	
人	人	人	人	人	人	人

3 営業年数

※ 創業からの年数（1年未満は切捨て）を記入してください。

年
